

木曾谷における旧領主控山林の成立と展開

——黒川村「五貫文山」「三貫文山」を事例に——

はじめに

一 古畑・馬場両家と黒川村

(一) 江戸時代以前の古畑・馬場両家

(二) 江戸時代における古畑・馬場両家

(三) 黒川村の変容

(四) 黒川村内諸集落の形成

二 五貫文山・三貫文山の成立と展開

(一) 江戸中・後期における展開

(二) 官民有区分と五貫文山・三貫文山

(三) 五貫文山・三貫文山の成立

三 江戸期における馬場家と木曾谷

(一) 長福寺住持高安東澄

(二) 旗本馬場家と木曾谷

おわりに

はじめに

田原昇

信州木曾谷三十三ヶ村の一つ黒川村は、木曾福島宿の北方、木曾川を挟んで対岸にあった村である。^①木曾川支流の黒川沿いに展開し、両川が合流する地点に黒川渡があった。ここから先に飛騨国への間道があり、木曾福嶋関所の裏番所、黒川番所が設けられていた。「吉蘇志略」^②によると、年貢高三〇石二斗五升七合、水田一〇町二反余・陸田五八町三反余、家数一九四軒・人数一〇六二人であった。また『長野縣町村誌』^③によると、その村況は「田園少なく、山峰峻嶮、土民新建林に松、檜、榎等を育し、家木、薪炭自用余り有りて、多くは福島市街に運輸す」といったものであった。

この家作木・薪炭生産を生業とする黒川村には、江戸時代を通じて「五貫文山」「三貫文山」と称される百姓控山林があった。五貫文山は「古山」ともいい、黒川村の庄屋古畑家が、旧主木曾家から給付されたと称して代々控山林としてきたものである。三貫文山は「郷山」ともいい、やはり

木曾家旧臣であった馬場家が、旗本となり美濃国内に新知を給った際、黒川村に残留した親族へ分割移譲し、以後、同村百姓の控山林となったとされるものである。⁽⁴⁾

この両者のうち五貫文山については、西川善介氏が、「近世以前に存在した土豪の個人持山が近世を通じて地域共同体に帰属する入会権に侵犯され、入会権が公認されていく過程」を示す事例として重視し、近世木曾谷における入会権と村落構造との関連について論じる中で取りあげている。⁽⁵⁾ また、山本英二氏は、同じく五貫文山を事例として「なぜ百姓控山は、領主側の実質的否定をうけながら存続し続けたのか。そして所持権の虚有化の進行にもかかわらず消滅しなかったのか」といった疑問について「事実の指摘に止ま」った西川氏の論を受けて、「百姓控山存続の理由を、十八世紀以降に展開する尾張藩の歴史編纂事業との関連」から詳細な考察をおこなっている。⁽⁶⁾

ところが、西川、山本両氏とも、木曾谷旧領主所持の百姓控山林と入会権の問題を説明する素材として五貫文山を重視しつつも、その成立事情は、詳細には検討していない。西川氏は「同家に伝わる古山は初代重家の時に戦功によって領知したもの、天文二〇年（一五五）一八代木曾義康からの朱印状を初め代々の木曾領主から追認されてきている」とふれるのみである。山本氏にいたっては、西川氏のいう「木曾義康からの朱印状」はじめ古畑家が由緒書の中で言及するさまざまな古文書を宝暦六年に贋作された「偽文書」であると論証し、むしろ「古畑家が偽文書を作成してまでも自己の権益を守らなければならない時代背景が問題なのである」として、宝暦期における尾張藩歴史編纂事業、五貫文山入会騒動、偽文書の作成といった三者の関連を論の中心にすえ、五貫文山の成立事情については立ち入

っていない。⁽¹⁰⁾

しかも、三貫文山の成立については、西川氏が「同村には古山の外に同じく木曾家の家臣馬場氏がかつて所持した三貫文山が郷山として引き継がれていた」として、文政七〜九年（一八二四〜一八二六）におこった五貫文山の自由入会を求める山論の訴状を検討する中で、わずかに三貫文山の成立事情を述べるに留まり、山本氏は「ちなみに馬場氏の所持していた山林は、郷山（通称三貫文山）になり、村持ちの山林として引き継がれていくことになった」として、馬場氏の履歴を述べる中でふれているにすぎない。⁽¹¹⁾ いずれにしても五貫文山、三貫文山ともに、従来の研究では、その成立事情の検討が等閑視されてきた。

しかしながら、五貫文山、三貫文山はともに、明治六年（一八七三）七月に公布された地租改正条例にはじまる土地の官民有区分の最中、私林を比定する際の特例として注目された経緯をもつ。すなわち、同八年七月に筑摩県から内務省に宛てて提出された「信濃国筑摩郡木曾谷山林之内新立林其他反別木数取調帳相添処分方伺書」において、「享保年間木曾谷村々私林田畑共検地致し候節、五貫文及ヒ三貫文山林一同検地相請ケ、何レも古来ヨリ多少之由緒確証も有之、外村々私有之山林と者大ニ相異候義」として、その由緒が注目され、「外村々私有之山林」すなわち新規立林（享保度書上林・新立林とは別段の理由をもって民有林に編入された山林であった。従来、木曾山林史の研究においては、官員による強制的な明山の全面的な官有地編入により民間利用分が欠如あるいは不足したため、明治初頭に相継いで山林問題が発生したとされている。一方で、官民有区分の最中、その由緒をもつて一貫して私林に比定され続けた五貫文山、三貫文山という山林が黒川村に存在した点、とくにその成立事情について、改めて検討す

ることは、近世、近代を通じて木曾谷百姓の山林利益の問題を知る上で重要なことであると考えられる。

そこで本論文では、木曾谷黒川村の旧領主控山林五貫文山(古山)および三貫文山(郷山)の成立事情とその後の展開を検討し、木曾家旧臣の控山林が黒川村庄屋・郷百姓の控山林として位置づけられていく過程を明らかにする。さらに、木曾家旧臣以来の由緒をもつ控山林が、木曾官民有区分でいかに処理されたのか若干考察したい。これによって同時代の人々が意識した由緒と、百姓控山林成立・展開との関係について一考したい。

一 古畑・馬場両家と黒川村

本章では、五貫文山、三貫文山の検討に先立ち、古畑・馬場両家の事跡と、江戸時代初頭における黒川村の様子について確認したい。

(一) 江戸時代以前の古畑・馬場両家

黒川村は、木曾義仲の後裔沼田家村(正応五年(一二九二)〜観応元年(一三五〇))の三男黒川家景が飛驒国に対する押さえとして黒川郷を宛がわれたことにはじまるとい¹⁴⁾う。この家景の嫡男を重昌といい馬場家の祖となり、二男を重家といひ古畑家の祖となった。古畑家は黒川郷内一四の集落(何々村と表される)のうち七ヶ所を領知し鳴尻に住居を構え、馬場家は残り七ヶ所を領知し上田に住居を構え、それぞれ領内控地の地統きを切り起こし、次第に同郷の開発を進めていった。以後、古畑・馬場両家は、代々木曾家に仕え、天正一八年(一五九〇)をむかえる。

木曾谷における旧領主控山林の成立と展開

天正一八年、豊臣秀吉によって木曾義昌が下総国阿知戸に移封となる。この際、馬場家の当主半左衛門昌次およびその家臣の大半は、義昌に従い関東へ移住したが、古畑の当主伯耆家宗およびその一統は同郷に残った。以後、豊臣領となった木曾谷において代官石川光吉の下、下代を勤め、徳川領となつてからは、黒川村肝煎を仰せ付けられる¹⁵⁾。

さて、この石川代官時代に古畑家は、二つの特権を付与された。その内容は、同家が代々屋敷を構えた黒川郷内鳴尻村の由緒書から確認できる¹⁶⁾。

〔史料一〕

一 鳴尻村

此村往古より古幡家代々住居仕、則、七ヶ所之内にて御座候一
本家當惣右衛門元祖者、黒川三郎二男常陸助初めて古幡と改、古畑
孫兵衛尉頃者永和元年迄申傳候、宝曆六年迄凡三百八十餘年に罷成
申候、惣右衛門迄十五代に罷成候由に御座候、木曾家御分領に御座
候て九代目古畑伯耆造相統任來候處、此代に木曾殿御國替の節、家
中に住居仕候故、則、福鳴向町屋敷はしめ領地悉く大坂江被召上候
と申候、只今以扣罷在候地方并に古山五貫分、初尾麻之儀者、手作
分として其時割合を以御免許被下置候由、右田畑御免許にて今以當
時村内所々に代々扣罷在候、但、此手作免許之儀者此時木曾家浪
人江夫々に割合を以被下置候よし申傳候、右古山往古五百貫分也之
處を五貫と石川殿名付、山者古之五百貫分也之儘にて被下置候由、
當郷山内所々に入込扣罷在候、只又往古より代々當郷之内所々へ分
り出候親類共へ預置候、古山の分也去る享保九甲辰年尾州表より御
檢地御改、惣右衛門方へ被戻申候

(後略)

すなわち古畑家は、木曾福島町の屋敷をはじめ所々の領知は召上となったが、黒川郷内の控田畑については手作り分として免許され、往古より黒川郷内の所々に分散して控えきた古山と称する五百貫文分の山林についても、手作り分として免許されたといふのである。ただし、石川光吉によつて五百貫文分の山林を五貫文と号するよう指示され、以後、この山林は古山あるいは五貫文山というようになった。そして古畑は、多くの控田畑・山林を所持する代々肝煎として黒川村に住するのである。

なお、馬場家の方は、退転後の領知は召上となり、同家の控田畑および控山林ともども闕所として没収され、村方にて預かることとなるが、この闕所となった控山林こそ、のちの三貫文山(郷山)である。

(二) 江戸時代における古畑・馬場両家

さて、黒川村の肝煎となった古畑家は、江戸時代を通じて、その他木曾谷村々の肝煎と同様の展開をとげる。肝煎とは、土着の豪族が野に下つて村役人となった者で、その多くが木曾家の旧臣であつた。¹⁸代々苗字帯刀を許され世襲された。もし跡継ぎが幼少の時は、組頭や親類中が後見人となり、たとえ村の実力者でも家筋でない者は勤めることができなかつた。よつて肝煎の権威は重く、村中がよく治まつたといふ。寛永年間(一六二四～一六四三)ごろまでは肝煎といつたが、次第に庄屋といふようになる。庄屋はじめ無給であつたが享保年間(一七一六～一七三五)までには百姓が納物や人足役を負担するようになり、享保一四年(一七二九)にいたつて年貢上納米のうちから三石宛が下付されるようになる。

また木曾谷村々の庄屋は、「くんじ役」といふ役負担を百姓に課すこと

ができた。¹⁹「くんじ」は「君仕」と充てるとされ、百姓は庄屋に対する奉仕として一軒一年に三日宛の労役に服し、耕作や飼料・肥料・薪炭などの採取を手伝つた。ただし、くんじ役を代物納で済ます場合もあつた。

古畑家は、こうした地位と特権を享受していたのである。しかし古畑家は、五貫文山という由緒ある広大な控山林を所持していた点で、その他庄屋とは大きく異なつていた。五貫文山の所持により古畑家は、たびたび黒川村百姓との争論にみまわれ、文政八年(一八二五)から天保八年(一八三七)にかけて庄屋を罷免される場合もあつた。²⁰

ところで馬場家は、前節で述べた通り天正一八年に黒川郷を退転し関東へと移住してしまふが、その経緯はつぎの通りである。²¹馬場家は、山村甚兵衛家、千村平右衛門家とともに、木曾衆の領袖と目され、木曾家中で重きをなしていた。ところが、天正一八年、主君木曾義昌が小田原征伐参戦を拒否したため、下総国阿知戸に転封されてしまふ。この際、山村良勝、千村良重、馬場昌次などがこれに従ひ木曾谷を後にする。ところが、義昌の子息義利が家臣に対して暴刑をなしたとして所領没収となり、良勝、良重、昌次などは同国内佐倉にて蟄居することとなる。

慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原戦によつて、山村良勝、千村良重、馬場昌次に転機が訪れる。会津の上杉家を攻めるため下野国小山にあつた徳川家康は、石田三成の挙兵により西国への進軍を決意する。このため、伊那路・木曾路を経て美濃路にいたる東山道筋の要衝を確保する必要に迫られた。そこで家康は、下総国佐倉に寓居していた良勝、良重兩人を小山の陣所に召して木曾旧臣を率いて同地を奪取するように命じる。兩人は、早速伊那路へ進駐して木曾路に侵攻、奪取に成功し、さらに美濃路にまで出征して美濃国苗木・岩村城を接収する。この際、昌次は、病氣を理由に留

め置かれたため実戦には参加しなかったが、徳川家康の側近くにあり良勝、良重などの連絡役として活躍する。

家康は、関ヶ原戦での功績に対して、山村良勝、千村良重、馬場昌次をはじめ木曾家旧臣に対し美濃国可兒郡・恵那郡などに合わせて一万六〇〇石余を宛がい、良勝は六二〇〇石余、良重は四四〇〇石余、昌次は一六〇〇石余、残り是他の木曾衆での配分となった。

さて、関ヶ原戦の恩賞として美濃国に所領を得て旗本となった木曾衆に、新たな事態が生じる。元和元年（一六一五）、木曾路から美濃路にかけての守衛および同地方の山林業務を一元化するため、尾張義直に東美濃と木曾谷が宛がわれたのである。当然、東美濃に所領をもつ山村、千村、馬場をはじめ木曾衆は、そのまま「居なり」で尾張家御附属となってしまう。木曾代官にして木曾福島関所番でもあった山村良勝は、ただちに尾張家への附属を決断する。そして千村良重は、木曾谷に隣接する伊那谷の榎木成村支配という職務を円滑に遂行するためにも元和五年に附属を受け入れる。しかし、馬場家では、折しも元和四年に馬場昌次が病死し、その子利重が跡を継ぐが、利重はすでに二代將軍秀忠に仕え、御書院番として勤仕していた。こうして馬場家は、旗本として幕末まで続くのである。

(三) 黒川村の変容

黒川郷は木曾家一族である古畑・馬場両家の所領であったところから、木曾谷村々の一ヶ村黒川村へと移行したわけであるが、では、具体的に黒川村は近世村落として、いかなる変容をとげたのか。「史料1」でみた通り、木曾家転封に際して所領に残った古畑家の場合、所領は没収となりな

木曾谷における旧領主控山林の成立と展開

からも「扣罷在候地方并に古山五貫文分」は手作分として免許されたという。馬場家については、はじめにで取りあげた明治八年七月の伺書に「往昔旧御旗下馬場大助私有罷在、同人美濃国江移領之節、所持ノ田畑山林ニ至ル迄親族末家等へ分割、現今百六拾石之者従来私有進退致来」と記され、黒川郷を退転した馬場家所領のうち「所持ノ田畑山林」については、その後「親族末家等へ分割」された²²⁾という。

すなわち黒川郷では天正一八年以降、旧領主古畑・馬場両家の転身にもない豊臣家代官石川光吉によりその所領は没収される。ただし、古畑家の控田地および控山林は免許地として留保され、馬場家が所持していた田畑および山林は、親族などで分割したというのである。それでは、その没収所領は、どのように処理されたのか。馬場家親族による分割の実態はどのようなものであったのか。五貫文山・三貫文山の成立とその後の展開に深く関わるこの問題を、本節、次節は検討したい。

「木曾黒川郷調書記」は、黒川村に三〇前後あった集落の由緒を書き上げたものだが、その冒頭で諸集落の成立をつぎのようにまとめている。²³⁾

〔史料2〕
往古者當郷内十四ヶ所を七ヶ所宛両家領地にて、右扣々の地續を追々切起シ百姓出来候に付、右切起百姓を、馬場家にて者無足と申候由、

古幡家にて者門屋と申候由、大坂表より御検地御入候頃、馬場家者木曾殿家中に住み不申候に付、右七ヶ所并無足百姓共に脇百姓と申、御除地罷成候由、古幡家者其時伯耆と申、家中に住み候に付断立不申、家中之分一統として所々領地屋敷等も被召上、七ヶ所并門屋共に本百姓と名付、郷百姓共申候て御年貢御取被成候

往古、黒川郷内には集落が一四ヶ所あり、古畑・馬場両家が七ヶ所すつ

を所領としていた。この所領内には、両家が扣地としてきた土地があり、その地続きをさらに開拓拡大したという。古畑家ではこの扣地の耕作者を「門屋」、馬場家では「無足」と称していたという。天正一八年の木曾家転封後、石川光吉による検地がおこなわれ、退転した馬場家の旧領七ヶ所および控地は關所、のちに「御除地」となり、七ヶ所の百姓と無足はともに「脇百姓」となったという。対して黒川郷に残留した古畑家の旧領七ヶ所は控地を除き召し上げとなり、七ヶ所百姓および門屋は「本百姓」あるいは「郷百姓」となり「御年貢」を負担するようになった。

事実、徳川義親氏によると「(無足は)そして關所の土地を、耕作する百姓であるから脇百姓となり、本百姓としての権利と義務を失つたものと思はれる。従つて、年貢は關所年貢として軽くなり、出来も本百姓年貢(本途年貢)の石に一斗四升に対し、一斗になつてゐる」という。そもそも「無足」は成立当初「恐らく最初は両家共に他地方と同様に、その百姓を門屋と称したのであらうと思はれる(中略)そして關所の土地を、耕作する百姓であるから脇百姓となり(中略)従つて、年貢は關所年貢として軽くなり(中略)本役に対して無足役と唱へた」。その結果、脇百姓は往古「無足」と称したと認識するようになった²⁴⁾という。

その後、黒川村では「享保の検地により本百姓年貢(本途年貢)と脇百姓年貢(關所年貢)との区別がなくなり、平等となつた」という。結果、その由緒に基づいて「家の格」が決定するのではなく、「検地以後の年貢を納めるか否かにより、本役と無足との区別を立てるようになった。

このように、天正一八年の木曾家転封にともない、黒川郷では、古畑家が野に下り一部免許地を許されながら所領召上となり本百姓(郷百姓)の成立となり、馬場家が退転したためその旧領は關所となり脇百姓(無足)の成

立をみたというのである。この様相について同時代の史料がどのように取り扱っているか、つぎの史料から確認したい。²⁵⁾

〔史料3〕

定條々

一谷中置目之儀、可為先規候事

一先給人手作并逐電跡式、為地下人百姓与取こなし、俵子如何程と仕、是を可上候、少も無沙汰仕間敷候事

(一ヶ条略)

一地下人他郷へ相越候事、堅以御朱印御停止候條、若越候者何方に候共、在所聞届、其地下人として可申上候、若見かくし聞かくし候は、其郷右同罪たるべき事

(二ヶ条略)

天正十八年九月三日

石川兵藏(光吉)

天正一八年九月三日、石川光吉から木曾谷中へ「定條々」が頒布される。その第二条には、木曾家に従い退転した「先給人」の控地および關所となつた旧領(手作并逐電跡式)の処遇が端的に指示されている。すなわち、野に下つた旧領主(地下人)が百姓として適当に処理し(為地下人百姓与取こなし)、「俵子如何程」という形で年貢を進上しろというのである。これを黒川郷の例にあてはめれば、退転した馬場家の旧領および控地を關所として、以後、肝煎となつた古畑家が郷百姓と協力して管理し年貢を納入せよということになり、〔史料2〕から確認できる様相と概ね付合する。また、この「定條々」からは「地下人他郷へ相越候事、堅以御朱印御停止候」として、木曾家に陪従しなかつた古畑家が、以後、黒川郷への土着を規定されていく様子が見うけられる。

(四) 黒川村内諸集落の形成

さて、以上のように黒川郷が近世村落へと変容していく最中、各集落ではどのような動きがあったのか、とくに「親族末家等へ分割」の実態について、本節では簡単に検討したい。

木曾谷における近世村落内の集落の成立については、西川善介氏が黒川村を事例に若干検討している。⁽²⁶⁾すなわち「木曾黒川郷調書記」⁽²⁷⁾に記された黒川郷内各集落の由緒書をふまえて「二八ヶ小村のうちには「西洞入ニ村数四ヶ村御座候、是より末川村へ通用仕候此道ハ寛永年中ニ出来候よし申伝候」と、明白に近世に入ってから作られた小村につき記載している場合もあるが、大部分が近世以前からのものであったことを書いている」と述べる。そしてその事例として「(中屋両村)此村ハ往古古畑家扣七ヶ所之内ニヶ所ニ御座候」(志水村)本家当喜蔵より七代先畑五郎左衛門与申者松本畑と申所より古畑伯耆召連参候よし申伝候、今以古畑惣右衛門扣門屋ニ御座候」の二つをあげている。

ここでは、西川氏と同様に「木曾黒川郷調書記」にある黒川郷内諸集落の由緒書を用いて、とくに、諸集落成立期における馬場家一族の存在が確認できる事例を抜き出すと、つぎの通りとなる。

〔史料4〕

一 上田村

此村馬場家代々住居、何代共知不申候、慶長年中當所御立退の由申傳候、則、馬場家七ヶ所の内にて御座候

一中興彦四郎、小市郎右衛門佐と申者罷在候由、是等者馬場家より分

木曾谷における旧領主控山林の成立と展開

り候由、彦四郎子孫、當助十女房にて御座候

(後略)

〔史料5〕

一 鳴村

此村者往古馬場家扣無足地之由にて御座候、元祖馬場氏下腹の男子にて御座候由、其後、古畑家四代目孫兵衛二男弥左衛門と申者も聲に参り候由、又九代目伯耆二男孫助と申者も聲に参り候由、此子供大勢有、五家に分り溝口村へも地付参り候由、四家者鳴村に住居仕候處、本家又蔵者つふれ候、家数三軒にて御座候

(後略)

はじめにで取りあげた伺書では「所持ノ田畑山林ニ至ル迄親族末家等へ分割」されたと記されるが、諸集落の由緒書において実際に確認できる事例は右の二例である。すなわち、上田村にはかつて中興彦四郎、小市郎右衛門佐という者がいて、宝暦年間当時の助十女房は彦四郎の子孫だといのである。また、鳴村は馬場家の元来「扣無足地」で馬場家「下腹の男子」が切り開いたという。その後、この家には古畑家からも婿が入り、当代では五家に分かれ、本家は潰れ、三家は鳴村、一家は溝口村にあるという。(史料5)をみるかぎり、馬場家が「所持ノ田畑山林」などを「親族末家等へ分割」したのは天正一八年以後ではなく、それ以前、馬場家が一族に連なる者を無足とし、扣地続きを切り開かせたときのようなのである。その後、鳴村の事例のように分家して栄え続ける場合もあったが、多くは上田村の事例のように先細り、馬場家に連なる者はわずか一名の女性といった有様となっていたのではないだろうか。

それでは、馬場家退転後、「為地下人百姓与取こなし」(史料3)となつ

たという關所地はどうなったのか、主な事例を抜き出すとつぎの通りである。

〔史料6〕

一上黒川渡村

此村往古者馬場家扣七ヶ所之内にて御座候、馬場氏當郷御立退以後、百姓附不申に付、慶長年中山村甚兵衛様より古幡惣右衛門に當郷代官被仰付候、其節下志水村、下黒川渡村、上之段村、向棚本村之者江申付作らせ、或者手前にて作り罷在候処、木曾谷中尾州へ御指上く被成候に付、代官菅沢三右衛門殿へ替り申候、此節御年貢皆済書付、嶋尻當惣右衛門方ニ御座候、當所に家村者無御座候、田畑右村々之者作り申候

(中略)

〔史料7〕

一下志水村

此村往古古幡家扣之地續切起、則、門屋地之内にて御座候、大坂御領之時、欠落致し候百姓名知り不申候、中興仁作、彦八、仁右衛門、彦左衛門、源七杯と申者罷在、上黒川渡關所地をも作り住居致候所凶年に餓死致し、或者行衛不知罷成つふれ候由申傳候

一此關所地と申者往古馬場家領にて馬場氏扣領地捨て江戸へ御下り、其跡山村甚兵衛様御内菅澤三右衛門殿當黒川御代官にて右明地御取被成候處、不埒に付關所被仰付、其後、川崎清右衛門殿、松井七郎左衛門殿、同重太夫殿、同休助殿にて候

一當仁右衛門より三代先仁右衛門者、志水の治右衛門弟にて右用地買、罷越住居仕候

一當権四郎より三代先権四郎者、志水の五郎助弟にて、右明地へ古幡惣右衛門指図を以地付罷越住居仕申候、家数都合二軒にて御座候

(中略)

〔史料6〕上黒川渡村の事例をみるかぎり、馬場家關所が「為地下八百姓与取こなし」となったのは、天正一八年直後ではなく、慶長年中(一五九六—一六一四)、徳川家の木曾代官山村甚兵衛から古畑家が黒川郷の代官を命じられた時となる。その際、古畑家では、下志水村、下黒川渡村、上之段村、向棚本村の者を動員したという。事実、〔史料7〕下志水村の由緒書を見ると、志水村の仁右衛門が關所地を買い取り移住してきたこと、あるいは、権四郎という者が「古幡惣右衛門指図を以(上黒川渡村)地付罷越住居仕」といった事実が記載されている。また、馬場家退転の天正一八年から慶長年間まで、關所地の処理が進まなかった理由として、山村甚兵衛の家臣菅沢三右衛門による「不埒」があつた様子がうかがえる。

そして、以上のような黒川村内諸集落の形成は、「木曾黒川郷調書記」諸集落の由緒書の末尾でつぎのようにまとめられている。すなわち「往古馬場家扣地跡の百姓者、所々より慶長年中以後、地付候故、皆五六代程つゝに罷成申候、古畑家の百姓の内に者往古より代々住居の者も御座候」というのである。大筋としては天正一八年以後も古畑家旧領七ヶ所および控田地・控山林については、古畑家およびその百姓・門屋などがそれぞれ肝煎、本百姓(郷百姓)と姿を変えつつも黒川村内で代々住居し続けることとなり、馬場家旧領七ヶ所および控田地・控山林については、關所後の処理の最中、百姓・無足が脇百姓と姿を変えていく中、馬場家一統の姿が薄れ、次第に「所々より慶長年中以後、地付候」者が増えていったようである。

以上、第一章を通じて、古畑・馬場両家の成立と黒川村の形成について検討してきた。まとめると、木曾家一族として同じ黒川郷を七集落ずつ所領としていた古畑・馬場両家であったが、天正一八年、木曾家の転封により別々の道を歩むこととなる。古畑家は、黒川郷に残り、豊臣家、徳川家による支配の下、代官、肝煎を勤め、尾張藩領となつてからは代々庄屋を勤める。馬場家は、木曾家に従い、関東へ赴き、木曾家改易、関ヶ原合戦といった事態を乗り切つて、最終的には美濃国内に一六〇〇石を領する旗本として幕末をむかえる。かかる両家の展開の中、黒川郷もまた近世村落黒川村へと変容をとげる。旧領主古畑家を代々肝煎(のち庄屋)とし、その旧領七ヶ所は一部古畑家の控田地・控山林として免許された以外は本百姓地となり、旧領主馬場家が退転した旧領七ヶ所は、控田地・控山林も含め關所(のちに除地)となり、その百姓および無足は脇百姓となり、古畑家と郷百姓の差配を受けることとなるのである。

二 五貫文山・三貫文山の成立と展開

こうして黒川村は、古畑・馬場両家の由緒により、古畑家が所持する控山林(五貫文山)を有し、かつ肝煎(古畑家)および郷百姓が差配する馬場家旧来の控山林(三貫文山)とを有する村落として成立する。ただし、五貫文山(古山)と三貫文山(郷山)は、その由緒の展開の差違によつて、江戸時代中期から明治初頭にかけて、異なつた展開をとげる。そこで第二章では、五貫文山・三貫文山にしぼつて、まず、その後の展開を明らかにし、その上で改めて五貫文山・三貫文山の成立事情について見直したい。

(一) 江戸中・後期における展開

従来の研究で、五貫文山、三貫文山の成立事情が等閑視されてきた理由は、根拠となる史料が些少で信頼性に乏しいからである。この点については、山本英二氏が詳細に検討し、⁽²⁸⁾「木曾義康からの朱印状」はじめ古畑家が由緒書の中で言及するさまざまな古文書を宝暦六年(一七五六)以前に贋作された「偽文書」であると論証し、五貫文山にまつわる入会問題の顕在化、古文書の偽造、尾張藩歴史編纂事業といった三者の関連を明らかにしている。すなわち、江戸時代初頭までの五貫文山・三貫文山に関する古文書は、享保九年(一七二四)以前に古畑家が焼失し、尾張藩による歴史編纂事業が進展する中、元文四年の入会騒動を踏まえていつしか偽造され、「宝暦六年に忽然と姿をあらわした」というのである。逆にいえば、古文書を焼失してから起つた、大きなもので三回(元文四年、宝暦六年、文政七年)にわたる五貫文山入会騒動に関する史料については信頼性が高く、当時の古畑家あるいは郷百姓による五貫文山への認識、あるいは五貫文山入会への対比として述べられる三貫文山への認識をも確認する上で、適当なものであると考えられる。

そこで本節では、五貫文山・三貫文山の江戸中・後期における展開を、前述三回の入会騒動に関する史料から確認したい。⁽²⁹⁾

元文四年、享保林政改革によつて廃止された木曾谷村々の「御除地」が復活し、合わせて古畑家でも除地復活と役負担免除特権が復活した。⁽³⁰⁾これは、過剰な除地否定により山村甚兵衛家の木曾山支配の末端を担っていた木曾家旧臣に連なる庄屋などの弱体化を懸念した尾張藩による処置であつ

た。³¹⁾しかし、黒川村郷百姓らは急激な揺り返しに反発し、とくに五貫文山利用について騒動となる。しかし尾張藩では、先の理由により古畑家の五貫文山利用を改めて追認し、その内容を受け入れる連判状を郷百姓に提出させる。つぎの史料はその連判状である。³²⁾

〔史料8〕

差出申惣連判之事

一 此度村方出入之義、御さいきやう御座候処ニ、御庄屋権兵衛殿并組頭久作殿、長右衛門殿ニ越度之筋無之旨、御上より惣百姓共へ被仰付承知罷在候、此上少シも申分無御座候

(二ヶ条略)

一 郷山并貴公様元祖より代々扣来申候小山^{マヤ}之儀、先御庄屋孫兵衛様御勤被成候節之通、貴公様御心次第可被成候、此上何様之儀御座候共、少茂申分無御座候、郷山請候而切畑ニ作り候節ハ山手之儀も先年之通御庄屋方へ急度出可申候、勿論、右山之儀ニ付、惣百姓共より此以後、少茂申分仕間敷候事

(六ヶ条略)

右之通、少茂相背申者無御座候間、左様ニ御心得可被下候、此上万一洩候者御座候ハ、御百姓仲満ニ而急度僉義仕、少茂御せわ懸ヶ申間敷候、此度五人組之頭九人、村中之名代と為、御役所江被召出一々被仰付御座候付承知仕、村方へ罷歸り、村中之者共江不殘申聞せ、委細承知仕罷在、急度相守申候、少も相違無之候、為其後日惣連判、如件

元文四年末五月廿日

五人組之頭 廿式人連判

惣百姓 連判

黒川村御庄屋 古畑惣右衛門殿

全一ヶ条のうち五ヶ条目が五貫文山(小山、古山)および三貫文山(郷山)に関するものである。「郷山并貴公様元祖より代々扣来申候小山^{マヤ}之儀、先御庄屋孫兵衛様御勤被成候節之通、貴公様御心次第可被成候」とあることから、元文四年当時、古畑家が代々控え来た「小山」(古山)はもちろん、「郷山」までも「貴公様御心次第」とされていた点が注目できる。「史料3」で述べた通り、馬場家旧領および同家の控田地や控山林(三貫文山は、「為地下人百姓与取こなし」するはずであったが、実質的には旧領主(地下人)たる庄屋古畑家が主体となつて「取こなし」て来た様子がうかがえる。また「郷山請候而切畑ニ作り候節ハ山手之儀も先年之通御庄屋方へ急度出可申候」とあり、庄屋給としてであろうか、郷百姓が郷山を切畑とする際には古畑家へ「山手」が差し出されていて、今回その徴収が追認されたのである。いずれにしても、この段階における五貫文山・三貫文山は、庄屋古畑家の管理下にあり、庄屋の地位を補強する役割を担っていたと考えられる。

〔史料9〕

一 丑七月廿七日ニ組頭四人江相談申頼遣候趣、左之通り

(一ヶ条略)

一 當春委細申聞候通り、此方扣古山、郷中所々ニ有之候処、往古助成ニ相成候儀者過分之儀、中興より尽山ニ罷成候処、切畑場として前

廣ニ賣拂助成ニ致來候所、辰年御檢地以後ハ切畑場御見分之上御免無御座候而者、不被仰付、勿論、御停止木等生立之場所抔者、一向ニ御免無之、先年之通りニ心ま、ニ切畑成不申候ニ付、右賣買相止ミ介成之筋無之、迷惑致罷有候、且又、御免之場所切畑ニくれれ作セ候而も、みやましく作候者も無之、能所計り撰、作ニ致候故、山ハ廣明候ニ而も年責者殊外先年とハ少ク、助成之筋無之、迷惑致候

一切畑場ニ御免之場所所有之候而も、近年ハ作候者も無之、指置候得者其場所勿論、所々之古山共ニ村中より入込、誰レ物とも無之、木草取出候得共、此方ハ山主と申名代計りニ而、毛頭介成ニ罷成、迷惑ニ候、幾々者、郷山、古山、或ハ地付山差別茂無之罷成候筋ニ相見申候、右之通ニ助成之筋無之、迷惑致候間、右山内へ入込候

御百姓方者相談致、此扣山之筋、末々迄相通り候様ニ致入込可被申候、一向指留申儀ニ者無之候、御百姓者心儘ニ入込、木草取、介成ニ致候間、山主へも少々心附致シくれ候之様ニ相頼遣申候

(後略)

かつて郷中の所々に散在し豊富な山林資源に恵まれていた五貫文山は、古畑家に過分の助成をなしていた。ところが、五貫文山も「中興より尽山ニ罷成」、近年では切畑場として年季売りしていくばくかの助成としていくところ。ところが、享保林政改革以降、切畑場としての年季売りが難しくなり、次第に助成の筋もなくなり迷惑しているという。そこに郷百姓が入り込み木草を刈り取られては、古畑家が五貫文山の「山主」というのは名目ばかりで、助成にならないばかりか、いずれ「郷山」(三貫文山)、「古山」(五貫文山)、「地付山」(上記以外の村付入会山)の差別がなくなってしまうというのである。そしてこうした依頼の結果、郷百姓による草木刈込が

認められる代わりに、五貫文山を切畑利用する際には十分一税と切畑くんじ役の上納が古畑家に認められたのである。⁽³⁵⁾

このように古畑家は、宝曆七年段階ですでに「尽山」となった五貫文山に関する「名代計り」の「山主」という立場となっていた。しかし「山主へも少々心附致シくれ候之様ニ頼申」という態度で、わずかながらでも助成(少々心附)を獲得し、かつそうした助成の淵源である五貫文山を控えた筋を「末々迄相通り候様」に努力し、「郷山」「地付山」との「差別茂無之」状況を是正しようしたのである。⁽³⁶⁾

さて、文政七年(一八二四)の争論ともなると様相がいささか異なってくる。文政七年一月二日、郷百姓のうち六〇人が木曾福島宿役人へある出訴をおこなう。すなわち、借財過多となった庄屋古畑寛吾から郷百姓に対して、五貫文山の入会を禁止するが、その利用権を年季売りするので、それを買い取るように要求してきたという。対して郷百姓たちは、古畑家による五貫文山所持の由緒そのものを否定する運動を展開する。結果、翌年には尾張藩による裁許により、古畑家の五貫文山所持の由緒が確認される一方、年季売りの停止が尾張藩から命じられる。また騒動の過程で、古畑家が庄屋役を罷免され「過怠牢舎」を申し付けられ、郷百姓からも多くの処罰者を出すこととなった。⁽³⁷⁾

ここで注目すべきは五貫文山の由緒を否定する際に郷百姓が提示した論旨である。すなわち、当村内の山林が「殿様之御山」ではなく、「庄屋殿之持分」であるというならば、尾張藩当局で買い取り「永年賦」で郷百姓に貸し与えて欲しい(「当村山之儀ハ殿様之御山ニハ無御座、庄屋殿之持分ニ御座候ハ、御救と被思召、乍恐御上表ニテ買取被下置、永年賦ニ被為仰付被下置候ハ、重々難有仕合ニ而出精仕、追々上納可仕候」というのである。裏をか

えせば「殿様之御山」ならば「庄屋殿之持分」ではないという論理である。⁽³⁸⁾さらに、「由緒と申義も相消、「一統郷山にいたし」たいと訴え出たのである。元文年間には古畑家に対し「貴公様御心次第」とされていた郷山(三貫文山)も、宝暦年間をすぎると「郷山、古山、或ハ地付山差別茂無之罷成候筋」となっていた。⁽³⁹⁾そして文政年間になると三貫文山は村内一二ヶ所に散在し、「庄屋預り」が四ヶ所、「組頭預り」が一ヶ所残り七ヶ所は「当村溝口支配」「野中預り」というように黒川村内諸集落の預りとなっていた。⁽⁴⁰⁾当然、三貫文山は、諸集落ごとに郷百姓が自在に進退できる状況にあったと考えられる。そうした状況をふまえて郷百姓は、五貫文山が「殿様之御山」ならば「庄屋殿之持分」ではない以上、「由緒と申義」を解消し「一統郷山」にしたいとの論旨を展開するのである。

以上、江戸中・後期における五貫文山・三貫文山の展開についてまとめると、天正一八年の馬場家退転後、その旧領および控田地や控山林(三貫文山)は、「為地下人百姓与取こなし」することとなり、旧領主(「地下人」たる庄屋古畑家が主体となって「取こなし」て来た。そして元文四年当時には、古畑家が代々控え来た五貫文山はもちろん、三貫文山までも「貴公様御心次第」として、郷百姓が切畑として利用する際には、古畑家へ「山手」を納入する必要があった。

宝暦年間になると、五貫文山の尽山化が進み、古畑家では切畑場として年季売りして些少の助成を得るといった様相になっていた。しかも、五貫文山、三貫文山、地付山の入り交じり状況が進展し、郷百姓による無断入込と木草刈取が増加、古畑家は「山主と申名代計り」となってしまう。しかし争論の末、五貫文山での郷百姓による木草刈取が認められる一方、古畑家の五貫文山所持の由緒も認められ、郷百姓から十分一税などの受納が

認められる。

ところが文政年間ともなると様相に変化が生じる。借財過多となった庄屋古畑家による五貫文山入会への禁止とその利用権の年季売り強行といった要請に対し、郷百姓たちは、古畑家による古山所持の由緒そのものを否定する運動を展開する。その際に郷百姓は、「殿様之御山」ならば「庄屋殿之持分」ではない以上、五貫文山の「由緒と申義」を解消し「一統郷山」にしたいとの論旨を展開する。その背景として、黒川村内諸集落の預りとなつた三貫文山は、諸集落で自在に進退できる状況にあり、山林入り交じりが進展する中、五貫文山も同様に進退できるのではないかという認識を生じていたからである。結局、尾張藩当局は、古畑家による年季売りを停止する一方、古畑家による五貫文山所持の由緒が再確認されるのである。

(二) 官民有区分と五貫文山・三貫文山

さて、文政七年の争論の結果、庄屋役を罷免された古畑家であつたが天保七年(一八三六)に近隣組合八ヶ村の取りなして、古畑家の庄屋復帰と追放百姓の帰村がなされ、さらには文政八年の裁許が再確認される。⁽⁴²⁾しかしながら、古畑家の「先々代ノ頃ヨリ、内輪追々困窮」といった状況は改善されることなく、「村中身柄之者」へ「田畑山林」を売り渡し「祖先之賜物他人之収領ニ成行候儀ハ歎敷」といった状況となっていた。⁽⁴³⁾しかし、慶応二年(一八六六)、当時の古畑家当主諏訪治郎は、木曾福嶋「知己の方々」から一八〇〇両もの借金により、田地や山林を悉く請け戻すことになる。⁽⁴⁴⁾この請け戻した田地や山林に五貫文山が含まれるか否か、当該史料からは判然としないが、慶応二年に諏訪治郎の努力によって、困窮により

錯綜してしまつた古畑家の権利体系が「本家戻シ」され一本化されたことはまちがいがなく、この中に「祖先之賜物」の最たるものである五貫文山は含まれているのではないかと考えられる。

とにかく、明治維新後の官民有区分など土地制度の大変革を前に、権利体系を一本化した判断は正しく、「往昔ヨリ同村古幡惣右衛門、方今ニ至ル迄拾九代連綿私有致し居、別紙証書写之通り、多少之確証所持致し候義ニ而、全私林ニ相違無之」として五貫文山はすべて私有林に編入される。

ところで、第一節で述べたように、旧幕においてたびたび争論を引き起こしていた五貫文山あるいは三貫文山に関する認識の齟齬を鑑みれば、維新後、官民有区分期においても当然、古畑家、郷百姓双方で認識の齟齬が生じていたと考えられる。事実、明治一〇年（一八七七）、新開村（旧黒川村を含む）役人からつぎのような懸念が表明されている。⁽⁴⁶⁾

〔史料10〕

（前略）右者 最初県官派出実地見分ニテ、官公私林之區別確定相成候節、五貫文・三貫文之區別ハ古幡惣右衛門所持有之候古書類ヨリ明瞭タリト雖モ、官林公有之區別ハ如何哉、従来、其土地ニ生活罷在候少民ニおゐてハ夫々心得も有之、従前官林ト相心得候処ハ五貫文トナリ、郷山ト相心得候場所ハ官林トナリ、且、古ノ書類ト方今山林之実地ト反対候訳者少も無之筈ニ候得共、一同之思フ処トハ反対セリ、付而者 最初惣右衛門より私有山林之建札相渡候節、頑愚之少民共ハ右心得之廉々懇ニ説諭ヲ加へ、一同了解之場ニ至リ、其旧習ヲ一洗候ハ、尤、苦情云々ハ無之筈（後略）

このように、「古ノ書類」と「方今山林之実地」とは本来一致するはずであるにもかかわらず、「一同思フ処」によるさまざまな認識の齟齬が懸

木曾谷における旧領主控山林の成立と展開

念され、事実、明治八年以降、顕在化していた。すなわち、明治八年一〇月、官民有区分により私有林となつた五貫文山を古畑家が売り払おうとした際、黒川村旧郷百姓から往古からの入会慣行を理由として売り払い停止の訴訟がなされ、合わせて五貫文山私有の疑問までが提出され、明治九年古畑家の五貫文山私有が確認されつつも、合わせて旧郷百姓側の入会権が認められることとなる。が、百姓側からさらに古山内五木の処置をめぐって出訴され、結果、明治一一年、訴訟により疲弊した古畑家から百姓側へ古山の大部分が売却されることで事態が収束するのである。⁽⁴⁷⁾

さて、ここで注目すべきは「従来、其土地ニ生活罷在候少民ニおゐてハ夫々心得も有之、従前官林ト相心得候処ハ五貫文トナリ、郷山ト相心得候場所ハ官林トナリ」といった点である。前節で述べた通り、五貫文山と三貫文山とは入り交じり、とくに三貫文山については、あるいは所在地も含めて拡大傾向にあつた。さらに、その管理主体も肝煎（古畑家から次第に諸集落（郷百姓）へと移行していたのである。結果、明治期の旧黒川村住民にとって、五貫文山・三貫文山がどこか、必ずしも確信できない状況にあつた。その困惑を〔史料10〕は表すと考えられるのである。

（三） 五貫文山・三貫文山の成立

第一節で述べた通り、古畑家が提示する古文書のうち、享保九年以前のものは多くは焼失しており、宝暦年間に作成された偽文書である可能性が高いという。このため、五貫文山・三貫文山に関わるものも偽文書と考えられ、その成立を探る妨げとなつていた。しかし、山本氏が「もちろん偽文書だからといって、古山所持の事実までも虚偽だというのは決してな

い。古山は、古畑氏の中世以来の社会的な慣習の積み重ねの中で培われてきたものであることはうたがいないのである」と指摘する通り、⁽⁴⁸⁾偽文書の存在によって古畑家による五貫文山所持の事実が否定されるわけではない。むしろ、これら偽文書によって、古畑家が再生しようとした焼失文書の内容、すなわち、享保年間以前の五貫文山・三貫文山の状況を確認できるのではないだろうか。そこで本節では、前節までの検討をふまえて、五貫文山・三貫文山の成立事情について検討する。⁽⁴⁹⁾

つぎの三史料が、宝暦六年（一七五六）、尾張藩による歴史編纂事業の動きの中で成立した「木曾黒川郷調書記」に掲載されている、五貫文山・三貫文山に関する偽文書である。⁽⁵⁰⁾

〔史料11〕

朱印

定

自今以後、於被有出勤者、先規分領并古山之事、任先例訖、全可令収納者也、聊不可有相違之状、如件

天文二十亥年三月十五日 義康書判

古畑孫兵衛尉殿 参

〔史料12〕

黒川村

一 公儀御やまの事

一 肝煎先祖より扣免許古山之事

一 郷扣地扣山之事

右書付上候處、如石川時分被仰出、前件之通無相違相済候、為其、如件

慶巳年（慶長十年）

五月十八日 菅（菅沢）三右衛門〔印判・書判〕

黒川 肝煎殿

惣百姓中

〔史料13〕

山之事

覚

一 肝煎孫兵衛先祖より代々扣来候古山、五貫分也、古へハ五百貫分也申所ニテ、當村山内所々ニいりまぢり御座候

一 郷山三貫分ハ、是も所々ニ御座候

一 此外ハ皆地付山ニ而、百姓扣ニ御座候、右之通り古来より相定相違無御座候、為其、如件、以上

正保二年八月九日

鳴尻

黒川肝煎 孫 兵衛 印判

年寄 宇左衛門 同

又左衛門 同

与惣右衛門 同

彦左衛門 同

御代官 松井七郎左衛門殿

此書付ニ裏書有

表書付之趣相尋、先前之通無相違相済候、自今以後も申分無之者也、依而、如件

正二乙酉八月 松井七郎左衛門 印判

黒川村中

この三史料を用いて、五貫文山・三貫文山の成立事情の流れを追うと、まず〔史料11〕からは、木曾家時代、代々古畑家が知行してきた所領および古山(五貫文山)の支配が木曾領主から折にふれて追認されてきた様子うかがえる。恐らく、馬場家の三貫文山においても同様であったと考えられる。つぎに〔史料12〕からは、地下人となった古畑家に対して豊臣政権が認めた「扣罷在候地方并に古山五貫分」〔史料1〕の所持が、徳川政権下において追認されている状況(如石川時分)が読み取れる。同時に、〔史料3〕で述べた馬場家旧領の処理についても追認されている(郷扣地扣山之事)。あるいはこの時期に三貫文山は「郷扣」となり「郷山」と称されるようになったとも考えられる。最後に〔史料13〕では、江戸前期に確立した、黒川村諸山林の様相を物語っていると考えられる。すなわち、肝煎控の古山(五貫文山)、郷控の郷山(三貫文山)、その他百姓控の地付山といった三つの山林が「當村山内所々ニいりまぢり」存在していたようである。

ただし、〔史料13〕の山林に関する表現が、偽作がなされたときされる宝暦六年と同時代に作成された〔史料9〕の表現と似通っている点(幾々、郷山、古山、或ハ地付山差別茂無之罷成候筋ニ相見申候)が気になるところではある。しかし、元文四年に作成された〔史料8〕の表現(郷山并貴公様元祖より代々扣来申候小山)とも齟齬がなく、「天和二年戊卯月 鳴尻鉢前古山所々書上覚帳」にも「合五貫分之山、今度御改ニ付書付上候、是ハ先規より鳴尻扣古山ニ違者無御座候」とあり、鳴尻(古畑家控の古山(五貫文山))という天和二年(一六八二)の認識ともとくに齟齬がないと考えられる。⁽³³⁾以上、第二章を通じて五貫文山・三貫文山の成立事情および展開について検討してきた。まとめると、木曾家時代、黒川郷では代々古畑家が知行してきた所領および控山林(のちの古山、五貫文山)の支配について、木曾

領主から折にふれて追認され、馬場家の控山林(三貫文山)もまた同様であったと考えられる。天正一八年の木曾家転封後、地下人となった古畑家に対して豊臣政権は、「古山五貫分」の所持を認め、徳川政権下においても追認されている。同時に、豊臣政権下で石川代官から命じられた馬場家旧領の処理についても追認され、あるいはこの時期に三貫文山は「郷山」と称されるようになったとも考えられる。江戸前期には、黒川村諸山林の様相がほぼ確立し、肝煎古畑家控の古山(五貫文山)、黒川村郷控の郷山(三貫文山)、その他郷百姓控の地付山といった三つの山林が「當村山内所々ニいりまぢり」で存在していたようである。

江戸中・後期になると、かかる入り交じり状態の中、とくに五貫文山入会をめぐって争論が多発する。元文四年の争論では庄屋古畑家の優位がなお保たれており、古畑家が代々控え来た五貫文山はもちろん、三貫文山までも「貴公様御心次第」という裁許となる。さらに、郷百姓が三貫文山を切畑として利用する際には、古畑家へ「山手」を納入する必要がある。宝暦年間になると、五貫文山の尽山化が進み、古畑家は、切畑場として年季売りしていくばくかの助成を得るといった様相になり、五貫文山、三貫文山、地付山の入り交じり状況も進展する。結果、郷百姓の無断入込と木草刈取が増加、古畑家は「名代計り」の山主となってしまう。しかし、争論の末、五貫文山での郷百姓による木草刈取が認められる一方、古畑家の五貫文山所持の由緒も認められ、郷百姓から十分一税などの受納が認められる。文政年間ともなると、庄屋古畑家は借財過多となり、五貫文山入会への禁止とその利用権の年季売り強行といった態度で臨む。これに対して、郷百姓は、古畑家による五貫文山所持の由緒そのものを否定、「一統郷山」である論旨を展開する。これは、山林のさらなる入交状況の進展が原因で、

黒川村内諸集落の預りとなつていった三貫文山(郷山)は、諸集落ごとに進退できる状況にあり、その狭間にある五貫文山についても同様の進退を望んだためと考えられる。結局、尾張藩当局は、古畑家による年季売り強行を停止する一方、古畑家による五貫文山所持の由緒が再確認されるのである。

かかる五貫文山・三貫文山成立のあいまいさとその後の山林入り交じり状況に基づく争論の多発は、維新後にも持ち越される。そして、新政府や筑摩県(のち長野県)当局の思惑とは別に「従前官林ト相心得候処ハ五貫文トナリ、郷山ト相心得候場所ハ官林トナリ」といった民衆側の意識により、官民有区分は混乱を来すのである。

三 江戸期における馬場家と木曾谷

天正一八年の木曾家転封の際、古畑家が黒川村に残留したのに対して、馬場家は黒川村を退転、その後、帰住することはなく、結局、江戸にて旗本となつている。五貫文山・三貫文山の成立や展開を考慮する際、旧領主古畑家と黒川村あるいは五貫文山との関係は前述の通りである。それでは旧領主として馬場家は、木曾谷退転後に旧領黒川村あるいは三貫文山と何ら関係はなかつたのであろうか。本章では、この問題について若干検討を加えたい。

(一) 長福寺住持高安東澄

木曾福島宿に竜源山長福寺がある。永享二年(一四三〇)に木曾豊方が開

基したと伝えられ、以後、木曾家、山村家一族の菩提寺として栄える。この長福寺第六世を高安東澄という⁽⁵⁴⁾。高安和尚は、馬場半左衛門昌次の三男である。その兄三郎左衛門利重こそ、第一章で述べた通り、幕府御書院番となり、旗本となつた人物である。天正一八年(一五九〇)、馬場家の黒川村退転直後に出生。長じて長福寺第四世大雅和尚の弟子となり出家、同寺第五世機関和尚の法嗣を継いで第六世となる。その後、妙心寺住持を勤め、正保年間に紫衣を許され、寛文二年(一六六二)八月朔日に死去。享年七十二であつた。⁽⁵⁵⁾

高安が長福寺第六世となつたのは「元和之初ヨリ」であり、まさに三貫文山が郷山として黒川村の中で位置づけられようとしているときであつた。この高安和尚、自身が木曾家一族に連なる馬場家の出身で、現に兄利重が旗本であるためか、「尊大の風」があつたという⁽⁵⁶⁾。事実、高安は、寛永一七年(一六四〇)ごろ、本来は興禅寺領であり長福寺が代々借り受け水源としていた同寺裏手、御城山の山林について「長福寺ニテハ本ヨリ吾山、吾水ノ由、當寺ニハ古来ノ證據有之」との訴えをおこす。万松山興禅寺は、長福寺と同様に木曾福島宿の御城山にあつた寺院で、永享六年(一四三四)に木曾信道が開基したといひ、寛永一一年以降、木曾代官山村家当主の菩提寺となる。当時の木曾代官山村良豊は、高安の不遜な態度を好まず、興禅寺住持周谷と親しむようになる。そして寛永一一年、父山村良勝の死去に際して良豊は、従来の菩提寺であつた長福寺に替えて、興禅寺に良勝を葬つたのである。結果、高安は長福寺を去り、以後、諏訪慈雲寺、京都妙心寺(住持として)と流寓する。おどろいた良豊は、高安の帰住を願ひ、先の御城山山林についても、興禅寺方へ意を含み「山水共ニ所望アツテ」、長福寺の所有と決まるのである。⁽⁵⁷⁾ 結果、慶安元年(一六四八)、高安は木曾

福島へ帰住して勝澤院という庵を営み晩年を過すこととなる。

さて、黒川郷を退転した馬場昌次、利重親子の近親として、馬場家退転後も黒川村直近で活動していた高安であるが、以上の通り長福寺関係の記録を見ても、とくに黒川村との関係は見いだせないのである。

(二) 旗本馬場家と木曾谷

それでは、旗本となり江戸に住した馬場家と木曾谷あるいは黒川村との関係はどうであったか。例えば「長福寺伝記」には、たびたび馬場家の当主が長福寺に寄進する様子が記されている。まず、馬場利重(二六〇〇石)であるが、寛永一三年(二六三三)に長崎奉行に就任後、恐らく正保年間に長崎下向の時、西湖屏風一隻などを寄附している(粵馬場氏利重公既仕武州之幕下、長崎勤番之節當山ヲ寄附者、西湖屏風一隻、堆朱香合一具、同硯箱一箇、金剛樹木精半装束珠数一聯、九条袈裟袴ツ、古筆釈迦文殊普賢一幅、昆弟大功不⁵⁹尽)。また、明暦三年(二六五七)九月一日、利重の死去が親族により長福寺へ伝えられ、合わせて隠元禪師の墨跡一幅が寄進されている(「明暦三丁酉年九月十日、(利重)逝去、法名者、當寺仏殿開基透関板鐵居士ト号ス、道号記、隠元禪師墨跡一幅、武州馬場氏ヨリ来ル)。

また、利重の五男で分家六〇〇石の当主利興は、延宝八年(二六八〇)に享年五五で死去するまでに、三度も大がかりな寄進をおこなう。まず承応元年(二六五二)秋、長福寺に止宿した際、一族の菩提と武運長久祈願のため一族の靈牌を立て、祠堂領田地を寄附する(承應元壬辰年秋、馬場氏利興公止宿ス、當山ニ發起善心、先祖并身上菩提武運長久之為、縁家之靈牌ヲ立、祠堂領田地ヲ寄附ス)。同二年には、華鯨一箇を寄進している。これは馬場

木曾谷における旧領王控山林の成立と展開

利重による旗本勤仕祈願の大願成就を御礼してのものである(「同承應二癸巳年、華鯨一箇寄進ス、鐘銘者、則、澤堂和尚記焉、然而、馬場氏三良左衛門尉利重公、先祖洪徳餘有、欲仕勤武江幕下、掛薬師堂建立願文、悉有靈驗而随意大願成就矣)。同三年、仏殿(薬師如来・日光菩薩・月光菩薩三尊とも)を建立し、一族の武運繁栄祈願している(「于時、承應三甲午歲、感應成就ス証報ニ當山仏殿、薬師如来日光菩薩月光菩薩三尊共建立者也、武運繁栄而為御旗本勤士也)。

以後は、馬場家当主の死去報告のみが記録される。すなわち、寛文八年(二六六八)二月一日に馬場利豊(利尚長男)、延宝九年(二六八二)五月二四日に馬場利澄(利尚二男)、貞享元年(二六八四)三月一日に馬場利尚(利重三男惣領)、宝永二年(二七〇五)五月二八日に馬場尚恒(利尚三男惣領)の死去報告が位牌とともに長福寺にもたらされているのである。

以上、長福寺の記録には、利重の子息や孫たちが、江戸中期まで、同寺と連絡ひいては木曾谷との関係を保っていた様子が記されている。とくに馬場利重、利興両人は、実際に自身が長福寺に逗留している。しかし、同時代における古畑家の記録などには、管見のかぎり旧領主たる馬場家と黒川村や三貫文山との関係は見いだせないのである。

おわりに

西川氏によると、近世林野所有の問題を個人持山についての山論経過と関連づけて検討する場合、三つの視点が存在するという。その第一が「近世以前に存在した土豪の個人持山が近世を通じて地域共同体に帰属する入会権に侵犯され、入会権が公認されていく過程が示していることである。

そして入会権の強化をもたらし、家臣団その他の林野所持権が虚有化する最大の原因が藩権力を背景とした林野政策にあったことは明白である」というのである。⁽⁶⁾

事実、第二章をみるかぎり、古畑家の控山林である五貫文山は、漸次、黒川村郷百姓にその所持権を侵犯されていく。しかし、争論を通じて、「名代計り」ながら山主としての由緒が尾張藩当局から追認され続けたことが、結局、官民有区分において古畑家の所持権を再確認させ、同家の私林として五貫文山が比定されていく根拠となる。結果的に所持権の「虚有化」を企図した尾張藩当局の政策が思わぬ効果をもたらしたともいえる。

一方、三貫文山については、第一章で述べた通り、馬場家退転後に闕所さらには無足地となり、黒川村の郷控山林となる。「土豪の個人持山」であったという点では五貫文山と同様の成立をみながら、その後の無足地、郷控という処遇により五貫文山ほど目立たない存在となった。結果、五貫文山のように度重なる争論にみまわれることなく、それぞれころか、第三章で述べた通り、旧領主馬場家からも等閑視された三貫文山は、文政七年の争論のように「一統郷山」といった論旨の中でままだ登場することはあっても基本的には「藩権力を背景とした林野政策」の埒外に置かれた。結果、註(4)で検討したように黒川村内諸集落による管理の下、ひっそりと自助努力によって拡大していった可能性もあるのである。しかしながら、官民有区分という新たな事態に対して旧黒川村住民は、馬場家の由緒を持ち出し「夫々私有為致候義と相見へ候義ニ而、数百年私有致し来り候」といった「方今山林之実地」を認めさせ、私林編入を達成するのである。

上記の様相をふまえて、五貫文山・三貫文山の利用に関する実態の検討を今後の課題としてあげたい。

註

- (1) 黒川村の概要については、『長野縣町村誌』(長野県、一九三六年)新開村の項、西川善介「林野所有の形成と村の構造―入会権の実証的研究―増補版」(御茶の水書房、一九五七年初版発行、一九七八年増補版発行)第二章「木曾における入会権と村落構造」、木曾教育会郷土館委員会編『木曾―歴史と民俗をたずねて―』(社団法人木曾教育会出版部、一九六八年)、山本英二「尾張藩の歴史編纂事業と木曾の百姓控山―黒川村古畑氏「古山」を事例に―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第二六号、一九九二年)を主に参照した。
- (2) 徳川林政史研究所蔵「吉蘇志略」(林、二九三)。
- (3) 前掲註(1)同書。
- (4) 田原昇「近世木曾山における「新規立林」成立の様相―百姓控山林と雑木植林に関する一考察―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第四二号、二〇〇八年)四七頁。
- (5) 前掲註(1)西川同書二二五頁。
- (6) 前掲註(1)山本同論文一九〇―二〇頁。
- (7) 前掲註(1)西川同書二〇六頁。
- (8) 前掲註(1)山本同論文三四―三七頁。
- (9) 前掲註(1)山本同論文三九―四一頁。
- (10) この点については第二章第三節で詳述する。
- (11) 前掲註(1)西川同書二一五―二二七頁、山本同論文二八頁。
- (12) 徳川林政史研究所蔵「木曾古書類三」(林一一)所収「伊諏筑ノ三郡二関係アル分進達留」。
- (13) 享保度書上林、新立林とは、尾張藩が享保林政改革以後、百姓が自助努力によって植栽してきた保安林、民間用益林で、尾張藩がその所持を容認してきた百姓控山林のこと。くわしくは、前掲註(4)田原同論文、田原昇「享保度林・新立林と私林・民有林の形成―木曾官民有区分の側面―」(『農業史研究』四四、二〇一〇年)を参照。なお、五貫文山、三貫文山と官民有区分の問題については、第二章第二節で詳述する。
- (14) 本節、次節で述べる古畑・馬場両家の事跡については、前掲註(1)西川同

書三〇四―三〇七頁、徳川義親『木曾の村方の研究』(徳川林政史研究所、一九五八年)八〇―八二頁、前掲註(一)山本同論文二六―二八頁を主に参照した。

(15) 木曾谷村々の肝煎については第二節を参照。

(16) 徳川林政史研究所蔵「木曾黒川郷調書記(林八四三)。

(17) 馬場家旧領の闕所については、第三節で詳述する。

(18) 肝煎(庄屋)については、主に前掲註(14)徳川同書二六―三五頁、木曾福島町史編纂委員会編『木曾福島町史』(福島町、一九五四年)二八五―二八八頁を参照。

(19) くんじ役については、前掲註(14)徳川同書二二三―二二七頁を参照。

(20) この点については、第二章で詳述する。

(21) 江戸時代初頭における馬場家の展開については、林董一編『新編尾張藩家臣団の研究』(国書刊行会、一九八九年)第十五章「尾張藩「木曾衆」考」(林董一)、田原昇「近世伊那谷における榑木成村支配の様相―千村平右衛門預所を事例として―」(徳川林政史研究所研究紀要「第三八号、二〇〇四年)、同上「山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相―御閑所御預と植林との関係から―」(徳川林政史研究所研究紀要「第四一号、二〇〇七年)、岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』(第三篇)清文堂出版、二〇〇七年)第十五章「山村甚兵衛・千村平右衛門両家と久々利九士」(鈴木重喜)などを参照した。

(22) 前掲註(12)同史料。

(23) 前掲註(16)同史料。

(24) 本節における「門屋」「無足」の問題については、前掲註(14)徳川同書八〇―八五頁を主に参照した。

(25) 『信濃史料』第十七卷(信濃史料刊行会、一九六一年)二六七―二六八頁。なお、同史料は「木曾考」「木曾伝記」など、諸書に散見する。

(26) 前掲註(一)西川同書二二三―二四頁。

(27) 前掲註(16)同史料。

(28) 前掲註(一)山本同論文二四―三七頁。

(29) 本節における全三回の五貫文山入会騒動の内容については、主に前掲註(一)山本同論文を参照し、合わせて、前掲註(一)西川同書で適宜補った。

木曾谷における旧領主控山林の成立と展開

(30) 前掲註(一)山本同論文三三頁。

(31) 前掲註(21)田原「山村」論文二二―二七頁。

(32) 徳川林政史研究所蔵「文政八年黒川村寛吉扣古山願御達下地写」(林七一〇)。

(33) 前掲註(一)山本同論文四〇―四二頁。

(34) 徳川林政史研究所蔵「宝曆七年丑七月より古山内へ入込候者へ引合留書」(林四一)。

(35) 前掲註(一)西川同書二〇七―三〇八頁。なお西川氏によると宝曆六年の騒動には「古山を立木地に回復することによって新しい経営を始めようとする古畑家と惣百姓との対立」があったという興味深い指摘もなされている。この点については、今後の課題としたい。

(36) なお、この争論の際に古畑家が提示した古文書について、尾張藩当局はその虚構に気づきながらも「強訴という手段を取った百姓の行動に問題をすりかえて」「古畑家と郷百姓をともに処罰し、「肝心の古山の所持権の是非を問うことは避けた」という。くわしくは前掲註(一)山本同論文四二頁を参照。

(37) 前掲註(一)山本同論文二二―二五頁、前掲註(一)西川同書二〇四―三二二頁を参照。

(38) 前掲註(一)西川同書二〇〇頁。

(39) 山本氏も「この古山は一か所に集中していたわけではなく、入会山や他百姓の控山と入り交じり形態を取っていたため、しばしば境界紛争を生じていた」として、五貫文山・三貫文山・地付山の入り交じり状態が入会争論の要因であると指摘している。くわしくは前掲註(一)山本同論文二〇―二二頁を参照。

(40) 徳川林政史研究所蔵「文政十亥六月山谷印」(林一四〇九)。

(41) 郷百姓が集落ごとには預かっていた三貫文山(郷山)を自由に進退していた様子は、つぎの点からも推測できる。すなわち、徳川林政史研究所蔵「安永五年申三月古山境見廻帳」(林九九五)によると、五貫文山が合三〇ヶ所、三貫文山が合五ヶ所であったところ、前掲註(40)同史料では、五貫文山が合二九ヶ所、三貫文山が一ニヶ所というように、五貫文山が横ばいなのに対して、三貫文山が急増している。これはその他木曾谷村々における百姓控山林の自力植栽による拡

大現象(新規立林)と期を一にするものと考えられるが、今後の課題としたい。
なお、「新規立林」については、前掲註(13)を参照。

- (42) 前掲註(1)西川同書二二頁。
 (43) 前掲註(16)同史料。
 (44) 前掲註(1)山本同論文四二頁。
 (45) 前掲註(12)同史料。
 (46) 徳川林政史研究所蔵「明治元年以降 五貫文山林訴訟并古書類」(林一六六九)。
 (47) 前掲註(46)同史料。
 (48) 前掲註(1)山本同論文三四―三七頁。
 (49) なお、西川善介氏は、この偽文書とされる史料を正文として利用して、五貫文山(古山)の成立状況を「同家に伝わる古山は初代重家の時にその戦功によって領知したもの、天文二〇年(一五五二)一八代木曾義康からの朱印状を初め代々の木曾領主から追認されてきている」と分析している。くわしくは、前掲註(1)西川同書三〇五―三〇六頁を参照。
 (50) 前掲註(16)同史料を底本として前掲註(46)同史料で適宜補訂した。
 (51) 徳川林政史研究所蔵(林七二二)。なお、本史料は、焼失を免れた享保九年以前の数少ない古畑家文書の一つである。

- (52) 古畑家は、その在所名にちなみ「鳴しり殿」などと称されることもあった。くわしくは前掲註(16)同史料参照。
 (53) また、「鳴尻扣古山」(天和二年)、「郷山」(代々扣来申候小山)(元文四年)、「先祖より代々扣来候古山、五貫分也」、「郷山三貫分」(此外、皆地付山ニ而、百姓扣三御座候)(正保二年)というように、山林種別の文言が増加していく傾向が見てとれるが、この事実と五貫文山・三貫文山の成立事情との関係については今後の課題としたい。
 (54) 本節については、徳川林政史研究所蔵「長福寺伝記・興禪寺伝記」(林一七六二)、前掲註(18)『木曾福島町史』を主に参照した。
 (55) 国立公文書館蔵「諸家系譜」(請求番号一五六―三冊次三六)
 (56) 前掲註(18)『木曾福島町史』八二八―八三〇頁。
 (57) 前掲註(18)『木曾福島町史』八三三頁。
 (58) 竹内誠他編『徳川幕臣人名辞典』(東京堂出版、二〇一〇年)馬場利重の項。
 (59) 前掲註(54)同史料。
 (60) 『新訂寛政重修諸家譜』第二(統群書類従完成会、一九六四年)馬場利興の項。
 (61) 前掲註(1)西川同書二二五頁。
 (62) 前掲註(12)同史料。